

大規模災害時における相互応援に関する協定書

大規模災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、次条に規定する甲州街道沿道各市に、大規模な地震、風雪水害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における相互の応援について、必要な事項を定めるものとする。

（協定市）

第2条 この協定は、次の各号に掲げる市（以下「協定市」という。）相互間において行うものとする。

（1）東京ブロック

- ア 八王子市
- イ 立川市
- ウ 府中市
- エ 調布市
- オ 日野市
- カ 国立市

（2）山梨・長野ブロック

- ア 甲府市
- イ 諏訪市
- ウ 山梨市
- エ 大月市
- オ 韮崎市
- カ 茅野市

2 協定市の相互応援に関する連絡担当部署は、別表のとおりとし、記載事項に変更が生じた協定市は、各ブロックの協定市に通知するものとする。

（ブロックの代表市）

第3条 大規模災害時に相互応援を迅速かつ円滑に行うため、各ブロックに代表市を置くものとする。

2 代表市の任期は、2年とする。

3 代表市は、前条に定める各ブロック内の協定市の市制施行順（前条に掲げる順。別表参照）に、その任に当たるものとする。

資料 2-6 大規模災害時における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加市）

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、大規模災害が発生した市（以下「発災市」という。）の市長が、各ブロックの代表市の市長に行うものとする。

2 前項に規定する応援は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救助及び復旧活動等に必要な職員の派遣
- （4）被災者を一時収容するための施設の提供
- （5）ボランティアのあっせん
- （6）前各号に掲げるもののほか、救助及び復旧のために必要な事項

3 第1項の要請は、様式1により行うものとする。ただし、急を要する際は、口頭により様式1に掲げる事項を明らかにして行うものとし、後日、各ブロックの代表市の市長に様式1を提出するものとする。

（応援の実施）

第5条 代表市は、応援要請があったときは、迅速にブロック内の協定市に要請内容を連絡するものとする。

2 代表市から連絡を受けた協定市は、可能な限り応援に努めるものとし、受諾できる応援内容を、代表市に様式2により迅速に回答するものとする。

3 回答を受けた代表市は、これを速やかに取りまとめ、発災市に報告するものとする。

4 前2項の規定により、応援を受諾した協定市（以下「応援市」という。）は、速やかに応援体制を整えるものとし、応援にあたっての具体的な調整等は、発災市と応援市の間で直接行うものとする。

（応援従事者の業務）

第6条 第4条第2項第3号の規定により派遣された職員（以下「応援従事者」という。）は、発災市の市長の指揮のもと業務（以下「応援業務」という。）を行うものとする。

（状況の報告）

第7条 発災市の市長は、応援市の市長に対して、定期的に応援従事者の活動状況を報告するものとする。

（経費負担）

第8条 この協定を実施するための必要な経費は、発災市の負担とする。ただし、応

資料 2-6 大規模災害時における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加市）

援従事者に係る経費については、同一の応援従事者の派遣期間が1月未満である場合は公務出張による扱いとし、応援市の負担とする。

2 前項の規定により難しい場合は、発災市と応援市が協議するものとする。

（災害補償等）

第9条 応援従事者に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 第6条の規定により応援従事者が応援業務中に、第三者に対して損害を与えた場合は、発災市が賠償の責任を負うものとし、発災市への往復経路の途中に生じた損害については、応援市が責務を負うものとする。

（連絡会議）

第10条 相互応援協定の事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて、協定市の会議（以下「連絡会議」という。）を開催することができるものとする。

2 連絡会議の招集は、各ブロックの代表市が協議のうえ、いずれかの代表市の市長が行うものとする。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、協定市から書面による解約の申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、連絡会議を招集し、協定市の市長が協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定市の市長記名押印の上、協定市がそれぞれ1通を保有する。

附 則

（効力の期日）

1 この協定は、平成28年4月1日から効力を生ずる。

（大規模災害発生時等における相互応援に関する協定の廃止）

2 大規模災害発生時等における相互応援に関する協定（平成8年11月27日）は、廃止する。

資料 2-6 大規模災害時における相互応援に関する協定書（甲州街道サミット参加市）

平成28年3月31日

八王子市長 石森 孝志

甲府市長 樋口 雄一

立川市長 清水 庄平

諏訪市長 金子 ゆかり

府中市長 高野 律雄

山梨市長 望月 清賢

調布市長 長友 貴樹

大月市長 石井 由己雄

日野市長 大坪 冬彦

韮崎市長 内藤 久夫

国立市長 佐藤 一夫

茅野市長 柳平 千代一

別表（第2条、第3条関係）

本協定に係る連絡担当部署

	自治体名	担当部署	代表電話番号 直通電話番号 F A X 番号	代表市 担当年度
東京 ブ ロ ッ ク	八王子市	生活安全部防災課	042-626-3111 042-620-7208 042-621-1271	2016・2017年 2028・2029年
	立川市	市民生活部防災課	042-523-2111 - 042-528-4333	2018・2019年 2030・2031年
	府中市	行政管理部防災危機管理課	042-364-4111 042-335-4283 042-335-6395	2020・2021年 2032・2033年
	調布市	総務部総合防災安全課	042-481-7111 042-481-7346 042-481-7255	2022・2023年 2034・2035年
	日野市	総務部防災安全課	042-585-1111 042-585-1100 042-587-5666	2024・2025年 2036・2037年
	国立市	行政管理部防災安全課	042-576-2111 - 042-576-0264	2026・2027年 2038・2039年
山梨・ 長野 ブ ロ ッ ク	甲府市	企画部危機管理室防災課	055-237-1161 055-237-5331 055-237-9911	2016・2017年 2028・2029年
	諏訪市	企画部危機管理室	0266-52-4141 0266-52-8106 0266-57-0660	2018・2019年 2030・2031年
	山梨市	総務課	0553-22-1111 0553-20-1211 0553-23-2800	2020・2021年 2032・2033年
	大月市	総務部総務管理課 法制防災担当	0554-22-2111 0554-23-8008 0554-23-1216	2022・2023年 2034・2035年
	韮崎市	総務課防災交通担当	0551-22-1111 0551-22-1111 0551-22-8479	2024・2025年 2036・2037年
	茅野市	企画総務部危機管理室 防災対策課	0266-72-2101 0266-72-1561 0266-72-9040	2026・2027年 2038・2039年

様式 1（第 4 条関係）

第 号

年 月 日

代表市長

発災市長

応援要請書

このことについて、「大規模災害時における相互応援に関する協定書」第 4 条第 3 項の規定により、次のとおり要請します。

項 目	内 容
災害の種類	
災害発生場所 及び被害の状況	
物資の搬送先	
職員等の集結場所	
要請する職員の職 種、人数及び期間	
資機材の種類、 数量及び期間	
ボランティアの 従事内容、人数	
その他必要な事項	
連絡担当者	職・氏名：
	電 話：
	メール：
	F A X：

様式 2（第 5 条関係）

第 年 月 日
 号

代表市長

〇〇市長

応援回答書

このことについて、「大規模災害時における相互応援に関する協定書」第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり回答します。

項 目	内 容
応援物資の種類、数量	
派遣する職員の職種、人数及び期間	
資機材の種類、数量及び期間	
ボランティアの従事内容、人数	
その他必要な事項	
連絡担当者	職・氏名：
	電 話：
	メール：
	F A X：